

介護分野における特定技能協議会申請システム 受入機関アカウント作成について

2024年5月27日

Version 1.0

介護分野における特定技能協議会事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座 7-17-14 松岡銀七ビル 3 階
(公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内
TEL : 03-6206-1262 FAX : 03-6206-1165

(1) 受入機関アカウントの新規登録を行う

①下記 URL よりアクセスの上、「受入機関の新規登録はこちら」ボタンから受入機関情報を登録します。

<https://foreigncareworkers.net/GetAccount>

<注意>

受入機関のみが入会対象となり、登録支援機関の入会は不要です。

また、事業所（介護施設）単位ではなく、受入機関（法人）単位での入会となります。

受入機関アカウントの新規登録は、必ず受入機関において行っていただくようお願いいたします。

既に会員登録がお済の方は[こちら](#)

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

会員の仮登録申請がまだの方は[こちら](#)

 **受入機関の新規登録はこちら**

※既に受入機関の仮アカウント発行申請がお済の場合については、ログイン後アカウント管理より新規アカウントの作成を行ってください。

[システムに関するお問い合わせはこちら](#)

②入力画面にて、受入機関名・受入機関担当者情報を入力してください。

「介護分野における特定技能協議会」への入会について

在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人は、地方出入国在留管理局での在留申請を行う前に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員となり、当該外国人材の受入事業所情報が登録された入会証明書の発行を受けることが必要となります。

※本運用は、令和6年6月15日以降の地方入管局への在留申請から施行されます。

※令和6年6月15日より前に地方出入国在留管理局へ在留申請を行い、初めて在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れた法人については、受け入れた日から4ヶ月以内に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員となる必要があります。

つきましては、以下の「入会申請手続きの流れ」に従って、入会申請を行ってください。

■入会申請手続きの流れ

1. 下記の「申請する受入機関の情報」を入力し、「上記内容で仮アカウント発行申請手続きを始める」ボタンを押下し、アカウント発行申請をしてください。
2. 本申請システムより自動通知メールが届きますので、メール本文に記載されたURLを押下し、アカウントの本登録を行ってください。
3. 本申請システム上で、法人情報・事業所情報を入力し、入会申請を行います。（入会申請の際は、構成員名簿への公開可否の回答も併せて行っていただきます。）
4. 申請内容を事務局で確認し、ご対応が必要な点があれば差戻申請をさせていただきます。
特に修正等が必要ない場合、事務局での確認が完了後、厚生労働省の確認を経て、2週間程度で入会証明書を発行いたします。

※詳細な手順については、[操作マニュアル](#)をご確認ください。

<注意点>

- ・ 本手続きは必ず受入機関ご担当者に操作いただくようお願いいたします。
- ・ 協議会申請システムにおけるアカウントの管理は、本手続きも含め、すべて受入機関の責任において行っていただくものであり、当協議会事務局では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・ 本申請システム上では、登録支援機関が代理申請を行うための専用アカウントを、受入機関ご担当者が必要に応じて作成できる仕組みを設けておりますが、登録支援機関での代理申請は、あくまでも、受入機関ご担当者が代理申請用のアカウントを作成された場合に限り可能となりますのでご了承ください。

申請する受入機関の情報

受入機関名	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/> <small>① 法人格を含め正確に入力してください。 ② 法人格と法人名の間スペースを入れないでください。</small>
受入機関名フリガナ	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/> <small>① スペースは入力できません。</small>
受入機関担当者氏名	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/>
受入機関担当者氏名フリガナ	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/> <small>① スペースは入力できません。</small>
受入機関担当者電話番号	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/> <small>① 半角ハイフン付きで入力してください。</small>
受入機関担当者メールアドレス	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/>
受入機関担当者メールアドレス(再入力)	必須	<input style="width: 95%;" type="text"/>

③「プライバシーポリシー」、「設置要綱」、「入会規程」、「遵守事項」をご確認の上、「同意する」にチェックを入れてください。

最後にページ下部の「上記の内容で仮アカウントの発行を申請する」ボタンを押下ください。

申請前に必ずご確認ください

※申請いただく前に以下をよくお読みいただき、同意される場合は「プライバシーポリシーに同意する」と「設置要綱に同意する」と「入会規程に同意する」にチェックを入れて申請手続きにお進みください。

プライバシーポリシー

設置要綱

入会規程

遵守事項

システムに関するお問い合わせ


介護分野における特定技能協議会事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビル3階
(公社) 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内
TEL : 03-6206-1262 FAX : 03-6206-1165

☛ 上記内容で仮アカウントの発行を申請する

④「②（P.3）」で入力したメールアドレスへ自動通知メールが送信されます。

内容をご確認の上、記載されている URL よりアクセスいただき、「ログイン ID」「仮パスワード」を組み合わせでログインしてください。

【介護分野における特定技能協議会】仮アカウント発行のご案内

 介護分野における特定技能協議会事務局 [REDACTED]
宛先 [REDACTED]

※事務局窓口用識別番号： [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 様

介護分野における特定技能協議会申請システムにおいて、仮アカウントを発行しましたのでお知らせいたします。
下記ログイン ID と仮パスワードによりログインし、アカウント本登録を完了してください。

・ログイン ID： [REDACTED]
・仮パスワード： [REDACTED]
※本登録画面で任意のパスワードへ変更いただくことでアカウント本登録が完了します。

▼介護分野における特定技能協議会マイページ URL
[https://\[REDACTED\]](https://[REDACTED])

このメールにお心当たりのない方は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
何卒宜しくお願い致します。

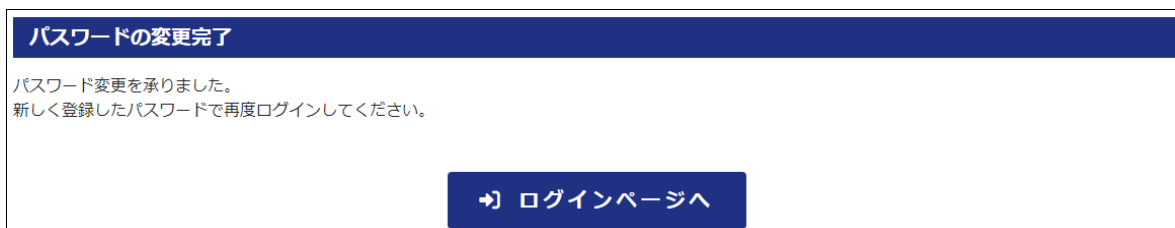
(2) 協議会申請システムへログインする

①仮パスワードから、任意の新しいパスワードを設定してください。

※長さは8～15文字、半角英字(大文字と小文字)、半角数字をそれぞれ最低1文字含めて設定してください。



②新しいパスワードの設定が完了したら、再度ログインを行ってください。



※IDとパスワード、ログインページのURLは今後の協議会申請において必要な情報となります。

大切に保管いただくようお願いいたします。

紛失した場合は、自動通知メールに記載されている事務局の連絡先までお問い合わせください。

(パスワードを紛失した場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」より再設定いただけます。)

ログイン

➔ ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

◆以降の「操作マニュアル」については、協議会申請システム等に掲載しております。

下記手順にてご参照ください。

※上記手順では、まだ協議会への入会は完了していません。

・協議会申請システムのメニューバー>「ヘルプ・問合せ」ページ

The screenshot shows the user interface of the application system. At the top right, there is a menu icon labeled 'メニュー'. A red arrow points to this icon. A dropdown menu is open, listing several options: 'トップページ', 'アカウント一覧', '登録支援機関一覧', 'メールアドレス変更', 'パスワード変更', 'ヘルプ・問合せ', and 'ログアウト'. The 'ヘルプ・問合せ' option is highlighted with a red dashed box, and a red arrow points to it from the top right. Below the menu, the main content area is titled 'ヘルプ・問合せ'. It contains a sub-section '協議会の申請にともなう本サイトのご利用方法について' with two links: '操作マニュアル (特定技能に関するマニュアル)' and '移行手続きマニュアル (令和6年5月26日までに入会された受入機関の移行手続き用マニュアル)'. The second link is highlighted with a red dashed box, and a red arrow points to it from the top right. At the bottom left, there is a button labeled 'トップページにもどる'.

以上

